

○鳥取県福祉のまちづくり条例

平成20年3月28日

鳥取県条例第2号

鳥取県福祉のまちづくり条例をここに公布する。

鳥取県福祉のまちづくり条例

鳥取県福祉のまちづくり条例（平成8年鳥取県条例第18号）の全部を改正する。

目次

前文

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 福祉のまちづくりに関する基本方針等（第6条—第12条）

第3章 特別特定建築物に係る規制等（第13条—第24条）

第4章 車椅子使用者が利用しやすい施設の整備（第25条—第28条）

第5章 雑則（第29条—第31条）

附則

私たちの住む鳥取県には、四季折々の豊かな自然、歴史と文化の薫り高い風土がある。私たちは、この自然、風土に囲まれながら、長い年月を経て、細やかなこころづかいと勤勉な県民性を培ってきた。

この美しい郷土鳥取に、私たち一人ひとりがその一員として自立し、尊重され、生きがいを持ちながら生活できる社会を築き上げることは、県民すべての願いである。

このような社会を実現するためには、県、市町村、事業者、県民がそれぞれの責務を果たし、協力し合いながら、高齢者、障害者等を取り巻く様々な障壁を除去することによって、福祉のまちづくりを推進していく必要がある。

ここに、私たち鳥取県民は、互いの人権を尊重し、福祉のまちづくりを進めるための不断の努力を決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、福祉のまちづくりに関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、福祉のまちづくりに関する施策の基本方針、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第14条第3項の規定による特別特定建築物に係る規制の加重その他必要な事項を定めることにより、福祉のまちづくりに関する施策を総合的に推進し、もって豊かな福祉社会の実現に資することを目

的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 福祉のまちづくり 高齢者、障害者等をはじめとする全ての者の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図ること等により、誰もが自らの意思で行動し、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加することができる社会の構築に向けた地域環境の整備を推進することをいう。

(2) 公共的施設等 不特定かつ多数の者が利用する建築物、道路、公園、駐車場その他これらに類する施設、車両等及び案内標識、信号機、公衆電話所、バス停留所又はタクシー乗場の用に供する工作物をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

(平27条例55・一部改正)

(県の責務)

第3条 県は、市町村による地域の実情に応じた福祉のまちづくりに関する施策の実施を促しつつ、これと連携して、福祉のまちづくりに関する総合的な施策を実施するものとする。

2 県は、自ら設置し、又は管理する公共的施設等について、高齢者、障害者等をはじめとする全ての者の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図るための措置を率先して講ずるとともに、市町村が設置し、又は管理する公共的施設等における当該措置の実施を促すものとする。

(平27条例55・一部改正)

(事業者の責務)

第4条 事業者は、自ら設置し、又は管理する公共的施設等について、高齢者、障害者等をはじめとする全ての者の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図るための措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、県又は市町村が実施する福祉のまちづくりに関する施策に積極的に協力するものとする。

3 事業者は、高齢者、障害者等をはじめとする全ての者の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図るよう配慮して整備された公共的施設等において、その利

用の妨げとなる行為をしてはならない。

- 4 住宅を供給する事業を営む者は、高齢者、障害者等をはじめとする全ての者が安全かつ快適な生活ができるように配慮された住宅の供給に努めなければならない。

(平27条例55・一部改正)

(県民の責務)

第5条 県民は、福祉のまちづくりについて理解を深め、自ら福祉のまちづくりに努めるとともに、相互に協力して福祉のまちづくりを推進するものとする。

- 2 県民は、県又は市町村が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

- 3 県民は、高齢者、障害者等をはじめとする全ての者の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図るよう配慮して整備された公共的施設等において、その利用の妨げとなる行為をしてはならない。

- 4 県民は、その所有する住宅について、居住する者が身体機能の状況の変化に応じて安全かつ快適な生活ができるように配慮するよう努めなければならない。

(平27条例55・一部改正)

第2章 福祉のまちづくりに関する基本方針等

(基本方針)

第6条 県は、高齢者、障害者等をはじめとする全ての者の自立した日常生活及び社会生活が確保されるよう、高齢者、障害者等の福祉に関する計画その他高齢者、障害者等の福祉に関する施策との連携を図りながら、次に掲げる基本方針に基づき、福祉のまちづくりに関する施策を総合的に実施するものとする。

(1) すべての県民が、福祉のまちづくりに対して理解を深め、積極的に取り組むよう意識の高揚を図ること。

(2) 高齢者、障害者等をはじめとする全ての者の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図るよう公共的施設等の整備を推進すること。

(平27条例55・一部改正)

(広報活動等の推進)

第7条 県は、福祉のまちづくりについて、事業者及び県民の理解を深めるとともに、その協力が得られるよう広報活動等を推進するものとする。

(福祉教育の推進)

第8条 県は、児童及び生徒が福祉のまちづくりについての理解を深め、高齢者、障害者等

をはじめとする全ての者に対する思いやりの心をはぐくむよう、体験学習、ボランティア活動その他必要な教育活動を推進するものとする。

（平27条例55・一部改正）

（情報の収集及び提供等）

第9条 県は、高齢者、障害者等をはじめとする全ての者が安全かつ快適に利用できる施設の整備の促進に資する技術その他の福祉のまちづくりに関する情報の収集及び提供に努めるものとする。

2 前項の情報の提供を行うに当たっては、県、市町村及び事業者が緊密な連携を図るとともに、県民が当該情報を迅速かつ容易に得られる環境を整備するため、情報通信技術（デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第2条に規定する情報通信技術をいう。）の活用に努めるものとする。

（平27条例55・令4条例13・一部改正）

（調査及び研究）

第10条 県は、福祉のまちづくりを推進するため、必要な調査及び研究に努めるものとする。

（推進体制の整備）

第11条 県は、市町村、事業者及び県民と一体となって福祉のまちづくりの推進体制を整備し、その実現を図るものとする。

2 市町村は、事業者及び市町村民と一体となって、地域の実情を踏まえた福祉のまちづくりの推進体制を整備し、その実現を図るよう努めるものとする。

3 県は、前項の推進体制の整備に関して、助言その他の必要な協力を行うものとする。

（令4条例13・一部改正）

（支援措置等）

第12条 県は、福祉のまちづくりを推進するために必要な指導、助言、財政上の措置その他の支援措置を講ずるものとする。

2 県は、福祉のまちづくりへの取組を奨励するため、福祉のまちづくりに関して著しい功績のあった者の顕彰その他の必要な措置を講ずることができる。

第3章 特別特定建築物に係る規制等

（特別特定建築物の追加）

第13条 法第14条第3項の条例で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

（1） 学校（令第5条第1号に掲げるものを除く。）

（2） ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第2項に規定するガス小売事業、電気事

業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業の用に供する事務所（以下「公益事業の事務所」という。）

（3） 共同住宅、寄宿舍又は下宿

（4） 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（令第5条第9号に掲げるものを除く。）

（5） 体育館、水泳場その他これらに類する運動施設（令第5条第11号に掲げるもの及び専ら従業員の福利厚生のために使用されるもので規則で定めるものを除く。以下「特定運動施設」という。）

（6） 自動車教習所又は職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第1項各号に掲げる施設（以下「自動車教習所等」という。）

（平27条例52・平27条例55・平28条例51・令4条例13・一部改正）

（建築の規模の引下げ）

第14条 法第14条第3項の条例で定める建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下同じ。）の規模は、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める規模（当該規模に満たない特別特定建築物の建築（以下この条において「小規模建築」という。）をする場合において、当該特別特定建築物の床面積（増築若しくは改築又は用途の変更（以下「増築等」という。）の場合にあつては、当該増築等に係る部分（耐震改修により増加する部分を除く。）の床面積。以下同じ。）の合計に当該特別特定建築物と同一の敷地内に建築する他の特別特定建築物（公衆便所を除く。）の床面積の合計を加えた面積が1,000平方メートル以上となるときは、当該小規模建築の規模）とする。ただし、次の各号に掲げる建築物について用途の変更をして特別特定建築物にする場合は、当該各号に掲げる建築物移動等円滑化基準は、適用しない。

（1） 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル未満の建築物 令第18条第2項第1号に定める基準（他の階への移動を行うための通路に係る部分に限る。）

（2） 床面積の合計が200平方メートル未満の建築物 次に掲げる基準

ア 令第18条第2項第1号、第3号、第4号及び第7号（これらの規定を令第25条第1項（同条第3項において読み替えて適用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合を含む。）に定める基準

イ 主たる出入口に係る令第18条第2項第2号イ（令第25条第1項（同条第3項において読み替えて適用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合を含む。）に

定める基準（幅70センチメートルを超える部分に限る。）

ウ 便所の出入口に係る令第18条第2項第2号（令第25条第1項（同条第3項において読み替えて適用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合を含む。）に定める基準

（平23条例41・全改、平27条例55・令3条例31・令4条例13・一部改正）

（建築物移動等円滑化基準の付加等）

第15条 法第14条第3項の条例で建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、次条から第23条までに定めるものとする。

2 条例対象小規模特別特定建築物については、前項の規定にかかわらず、法第14条第3項の条例で建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、令第11条から第17条まで及び第20条から第24条までに定める事項の例によるもの、次条から第23条までに定める事項並びに別表第2に定める事項とする。

3 前2項の事項は、この条例に別段の定めのある場合を除くほか、前条に定める規模の特別特定建築物の建築についても適用する。

（平23条例41・平27条例55・令3条例31・一部改正）

（廊下、階段及び傾斜路）

第16条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する廊下等の下端近接部分（階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の下端に近接する部分をいう。以下同じ。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

（1） 傾斜路の勾配が20分の1を超えない場合

（2） 傾斜路の高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない場合

（3） 自動車の駐車のための施設である場合

2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する階段の踊場の下端近接部分には、視覚障害者に対し段差の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

（1） 段差のある部分と連続して手すりを設ける場合

（2） 前項第3号に該当する場合

3 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する傾斜路の踊場の下端近接部分には、視覚障害者に対し傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設

しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 傾斜のある部分と連続して手すりを設ける場合

(2) 第1項各号のいずれかに該当する場合

4 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段には、両側に手すりを設けること。

5 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等、階段及び傾斜路は、照明設備の設置その他の方法により利用に支障が生じないよう必要な照度を確保するとともに、床面、壁面及び出入口戸（出入口に設ける戸。以下同じ。）は、相互に色の明度、色相又は彩度の差を大きくすること（相互に近接する部分の色の明度、色相又は彩度の差を大きくすることを含む。）により、それらの存在を容易に識別できるものとする。

（平27条例55・令4条例13・一部改正）

（便所）

第17条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所は、次に掲げるものでなければならない。

(1) 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。

(2) 1以上の洗面器又は手洗い器に、レバー式、光感知式その他高齢者、障害者等が容易に使用できる方式の水栓（以下「特定水栓」という。）を設けること。

(3) 車椅子使用者用便房以外に、腰掛便座の大便器を設けた便房を1以上設けること。

(4) 小便器を設ける場合は、そのうち1以上の周囲に手すりを設け、当該小便器を設ける便所の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。

(5) 別表第3に掲げる特別特定建築物（床面積の合計が1,000平方メートル以上のものに限る。）の建築をする場合は、火災の発生を光で報知する警報装置を設けること。ただし、ホテルの客室に設けられる便所については、この限りでない。

(6) 照明設備の設置その他の方法により利用に支障が生じないよう必要な照度を確保するとともに、床面、壁面並びに便所及び便房の出入口戸は、相互に色の明度、色相又は彩度の差を大きくすること（相互に近接する部分の色の明度、色相又は彩度の差を大きくすることを含む。）により、それらの存在を容易に識別できるものとする。

2 前項の便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。

(1) 学校以外の特別特定建築物の建築をする場合にあっては、ベビーチェアその他の乳

幼児を安全に待機させることができる設備を設けた便房を 1 以上設け、当該便房及び便所の出入口にその旨の表示を行うこと。

- (2) 別表第 4 の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつの交換ができる設備を設けるとともに、当該便所の出入口にその旨の表示を行うこと。ただし、他におむつの交換ができる場所を設ける場合は、この限りでない。

- (3) 別表第 5 の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、車椅子使用者用便房とは別に次に掲げる設備をいずれも 1 以上設けるとともに、当該便所の出入口にその旨の表示を行うこと。

ア ベビーベッドその他の乳幼児のおむつの交換ができる設備（他におむつの交換ができる場所を設ける場合を除く。）

イ 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房

- (4) 別表第 5 の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、車椅子使用者用簡易型便房（車椅子使用者用便房とは別に次に掲げる措置を講じた車椅子使用者が利用可能な便房をいう。）を 1 以上設けること。

ア 車椅子使用者が利用できる腰掛便座、手すりその他の設備を適切に設けること。

イ 当該便房までの便所内の通路は、車椅子の転回に支障のない構造とし、階段又は段を設けないこと。

ウ 当該便房が設置されている便所の出入口にその旨の表示を行うこと。

エ 利用居室から当該便房までの経路のうち 1 以上を移動等円滑化経路とすること。

オ 当該便房の出入口戸は、引き戸、折れ戸その他車椅子使用者の利用に配慮したものとする。

カ 次項第 1 号の大便器洗浄装置を設けること。

3 車椅子使用者用便房は、次に掲げるものでなければならない。

- (1) くつべら式、光感知式その他車椅子使用者が容易に使用できる方式の大便器洗浄装置を設けること。

- (2) 洗面器又は手洗い器には、特定水栓を設けること。

- (3) 別表第 6 の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、ベッドその他の高齢者、障害者等が円滑に衣類又は装身具の交換ができる設備を設け、当該便房及びその設置されている便所の出

入口にその旨の表示を行うこと。

- 4 次に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、令第14条第1項第2号の規定により水洗器具（第2項第3号イの規定により設ける水洗器具を除く。）を設けるときは、当該水洗器具と便器は別のものとしなければならない。

- (1) 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
- (2) 公衆便所
- (3) 床面積の合計が1,000平方メートル以上である特別特定建築物

- 5 便所内に令第14条第1項第1号又は第2号の規定による便房を設けるときは、建築物の主たる出入口の付近に、当該便房を設けていることを表示する標識を設けなければならない。ただし、当該出入口の付近に令第20条第1項の規定による案内板その他の設備を設ける場合は、この限りでない。

- 6 前項の標識は、令第19条に規定する標識に準じたものでなければならない。

（平23条例41・平27条例55・令3条例31・令4条例13・令7条例18・一部改正）

（ホテル又は旅館の客室）

- 第18条 ホテル又は旅館には、客室の総数が25以上の場合は、車椅子使用者用客室及び聴覚障害者が円滑に利用できる客室（以下「聴覚障害者用客室」という。）を、いずれも次に掲げる数以上設けなければならない。

- (1) 客室の総数が25以上200以下の場合 客室の総数を50で除して得た数
- (2) 客室の総数が200を超える場合 客室の総数を100で除して得た数に2を加えた数

- 2 車椅子使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。

- (1) 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。
- (2) 室内には、車椅子使用者が円滑に利用できる空間を確保すること。
- (3) 電話機、コンセント、スイッチその他の滞在者が通常使用する設備は、車椅子使用者が円滑に利用できる高さに設けること。
- (4) 回転灯その他の聴覚障害者に緊急情報を伝達することができる設備を設けること。

- 3 聴覚障害者用客室は、回転灯その他の聴覚障害者に緊急情報を伝達することができる設備を設けなければならない。

（平27条例55・令7条例18・一部改正）

（駐車場）

- 第18条の2 車椅子使用者用駐車施設は、表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げ、かつ、雨水等でぬかるまないようにするとともに、区画線等でその範囲を明確にしなければ

ばならない。

2 次に掲げる場合は、1以上の車椅子使用者用駐車施設に、乗降の際の降雨及び降雪の影響を少なくできる屋根を設けなければならない。

- (1) 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署の建築をする場合
- (2) 床面積の合計が50平方メートル以上である公衆便所の建築をする場合
- (3) 床面積の合計が2,000平方メートル以上である特別特定建築物の建築をする場合
(平27条例55・追加、令4条例13・令7条例18・一部改正)

(浴室等)

第18条の3 別表第7の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、浴室等（車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。）を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。

- (1) 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。
- (2) 浴槽及びシャワーを利用するための区画内に、手すりを適切に設けること。
- (3) 洗い場又はシャワーに、レバー式その他高齢者、障害者等が容易に使用できる方式の水栓を設けることとし、当該水栓は、自動温度調節器付き混合水栓として温水の混合操作を容易にするとともに、当該自動温度調節器には適切な温度の個所に認知しやすい印を付けること。
- (4) 浴室には、浴室用車椅子、シャワーチェアその他の車椅子使用者が円滑に入浴を行うことができる設備又は備品を1以上設置すること。
- (5) 浴室には、車椅子使用者が円滑に利用できる空間を確保すること。
- (6) 浴室には、通行の際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。
- (7) 廊下から浴槽までの経路のうち1以上について、当該経路を構成する出入口の戸を、自動的に開閉する構造である戸又は引き戸とし、その幅は80センチメートル以上とすること。
- (8) 更衣を行うための設備又はシャワーを利用するための設備を設ける場合は、それぞれ1以上の出入口の幅を80センチメートル以上とすること。

(令4条例13・追加、令7条例18・一部改正)

(移動等円滑化経路)

第19条 地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合には、道等（令

第18条第3項に規定する場合にあっては、建築物の車寄せ。以下同じ。）から当該利用居室までの経路のうち1以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。ただし、床面積の合計が500平方メートルに満たない特別特定建築物については、次の各号のいずれにも該当するときは、令第18条第2項第1号に定める基準（他の階への移動を行うための通路に係る部分に限る。）は適用しない。

- (1) 地上階の直上階又は直下階に設ける利用居室において提供されるサービスを地上階に設ける利用居室においても提供できること。
- (2) 建築物に車椅子使用者用便房を設ける場合は、当該車椅子使用者用便房を地上階に設けること。
- (3) 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合は、当該車椅子使用者用駐車施設を地上階に設けること。

2 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

- (1) 当該移動等円滑化経路を構成する出入口のうち屋外に面するものは、次に掲げるものであること。

ア 出入りの際における降雨及び降雪の影響を少なくできるひさし又は屋根を設けること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(ア) 当該出入口がアーケードその他の降雨及び降雪の影響の少ない場所に面する場合

(イ) 増築等の場合において、当該出入口は改修されず、かつ、敷地境界線に接しているとき。

(ウ) 当該出入口に風除室を設ける場合

イ 別表第8の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、当該出入口の外側に音声により視覚障害者を誘導する設備を設けること。

ウ 別表第1の左欄に掲げる区分（それぞれ同欄に掲げるその他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合に係る区分に限る。）に応じ、それぞれ同表の右欄に定める規模の特別特定建築物の建築をするときは、出入口のうち主たるものに設ける戸を、自動的に開閉する構造の戸又は引き戸とすること。

- (2) 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、次に掲げるものであること。

ア 末端付近は、車椅子の転回に支障のない構造とすること。ただし、床面積の合計が200平方メートル未満の建築物について用途の変更をして特別特定建築物にする場合

は、この限りでない。

イ 別表第9の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、当該廊下等に近接した場所に乳幼児の授乳及びおむつの交換ができる場所を設け、当該場所の出入口にその旨の表示を行うこと。

ウ 次に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該特別特定建築物の床面積の合計が1,000平方メートル以上であるときは、当該廊下等に近接した場所に乳幼児を預かることができる部屋を設け、当該部屋の出入口にその旨の表示を行うこと。

(ア) 劇場、観覧場、映画館又は演芸場

(イ) 公共体育館等（一般公共の用に供される体育館又は水泳場をいう。以下同じ。）

若しくはボーリング場又は遊技場

エ 次に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該特別特定建築物の床面積の合計が5,000平方メートル以上であるときは、当該廊下等に高齢者、障害者等が休憩することができる場所を設け、休憩のための椅子その他の家具を置くこと。

(ア) 劇場、観覧場、映画館又は演芸場

(イ) 集会場又は公会堂

(ウ) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

(エ) ホテル又は旅館（宿泊者以外の利用がある場合に限る。）

(オ) 保健所、税務署その他の不特定かつ多数の者が利用する官公署

(カ) 公共体育館等若しくはボーリング場又は遊技場

(キ) 博物館、美術館又は図書館

(ク) 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの（以下「ターミナル」という。）

(3) 当該移動等円滑化経路のうち車椅子使用者用駐車施設から屋外に面する出入口までの間は、表面が雨水等でぬかるまないようにすること。

(4) 当該移動等円滑化経路を構成するエレベーターのかご（人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）は、次に掲げるものであること。

ア 内部に戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。

イ 出入口には、利用者を感じし、戸の開閉を自動的に制止する装置を設けること。

ウ 内部に手すりを設けること。

エ 別表第1の左欄に掲げる区分（それぞれ同欄に掲げるその他の建築物移動等円滑化

基準を適用する場合に係る区分に限る。)に応じ、それぞれ同表の右欄に定める規模の特別特定建築物の建築をするときは、火災の発生を感知し、自動的にかごを地上階に停止させ、及び戸を開放する装置を設けること。

- (5) 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路を縦断し、又は横断する排水溝等を設ける場合においては、当該排水溝等に、つえ、車椅子の車輪等が落ちない構造の蓋を設けること。

(平23条例41・平27条例55・令3条例31・令4条例13・令7条例18・一部改正)

(共同住宅の特例)

第20条 共同住宅においては、道等から各住戸までの経路（地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸がある共同住宅にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。以下同じ。）のうち1以上を、移動等円滑化経路に準じて高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「準移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。この場合において、共同住宅が次の各号のいずれにも該当するときは、令第18条第2項第1号に定める基準（他の階への移動を行うための通路に係る部分に限る。）に適合することを要しない。

- (1) 床面積の合計が500平方メートル以上1,000平方メートル未満、かつ、階数が4に満たないこと。
- (2) 道等から、住戸の総数に100分の10を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）以上の住戸への経路が、地上階において準移動等円滑化経路となっていること。

2 準移動等円滑化経路は、別表第10に掲げるものでなければならない。

(令3条例31・令4条例13・一部改正)

(公益事業の事務所の特例)

第21条 公益事業の事務所においては、道等から視覚障害者が利用する窓口又は案内所までの経路のうち1以上を、視覚障害者移動等円滑化経路に準じて視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下「準視覚障害者移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。

2 準視覚障害者移動等円滑化経路は、別表第11に掲げるものでなければならない。

(令3条例31・令4条例13・一部改正)

(案内設備)

第21条の2 次に掲げる場合は、令第20条第1項の規定により設ける設備の付近に、回転灯その他聴覚障害者に緊急情報の内容を伝達することができる設備を設けなければならない。

ただし、聴覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める場合は、この限りでない。

(1) 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署の建築をする場合

(2) 床面積の合計が2,000平方メートル以上であるターミナルの建築をする場合

(平27条例55・追加)

(案内設備までの経路)

第21条の3 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する建築物（令第20条第2項の規定による設備又は同条第3項の規定による案内所が設けられたものを除く。）には、道等から主たる出入口までの経路のうち1以上を視覚障害者移動等円滑化経路（公益事業の事務所にあっては、準視覚障害者移動等円滑化経路）にしなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 音声により視覚障害者を誘導する設備を設け、道等から当該設備までの経路を視覚障害者移動等円滑化経路とするとき。

(2) 令第20条第3項の規定の例による案内所を設け、道等から当該案内所までの経路を視覚障害者移動等円滑化経路とするとき。

2 道等に線状ブロック等が敷設されているときは、当該敷設された場所から令第21条第1項の規定による視覚障害者移動等円滑化経路又は前項の規定による視覚障害者移動等円滑化経路までの経路のうち1以上を視覚障害者移動等円滑化経路（公益事業の事務所にあっては、準視覚障害者移動等円滑化経路）にしなければならない。

(平27条例55・追加、令4条例13・一部改正)

(増築等に関する適用範囲)

第22条 増築等の場合には、第16条から前条までの規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。

(1) 当該増築等に係る部分

(2) 道等から前号に掲げる部分にある利用居室（共同住宅にあっては各住戸を、公益事業の事務所にあっては視覚障害者が利用する窓口又は案内所を含む。以下同じ。）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

(3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所

(4) 第1号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）から車椅子使用者用便房（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇

降機及び敷地内の通路

(5) 車椅子使用者用駐車施設（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に設けられるものに限る。）から第1号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

2 知事は、増築等の場合において、第13条、第14条又は第16条から前条までの規定の全部又は一部を適用すると建築物の増築若しくは改築に係る部分以外の部分又は用途の変更に係る部分について大規模な改修（知事が別に定めるものに限る。）が必要になり、かつ、規則で定める事由に該当するときは、これらの規定の全部又は一部を適用しないことができる。

（平27条例55・令4条例13・令7条例18・一部改正）

（公立小学校等及び追加した特別特定建築物に関する読替え）

第23条 公立小学校等及び第13条各号に掲げる特定建築物に対する第16条第4項及び第5項、第17条第1項並びに前条第1項の規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

（令3条例31・令7条例18・一部改正）

（認定証の交付）

第24条 特別特定建築物（建築物移動等円滑化基準に適合させたものに限る。以下この条において同じ。）を設置し、又は管理する者は、当該特別特定建築物をとっとりユニバーサルデザイン認証基準（高齢者、障害者等をはじめとする全ての者の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上を図ることを目的として規則で定める基準をいう。以下同じ。）に適合させたときは、規則で定めるところにより、当該特別特定建築物がとっとりユニバーサルデザイン認証基準に適合していることを証する書面（以下「認定証」という。）の交付を知事に請求することができる。

2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、当該特別特定建築物がとっとりユニバーサルデザイン認証基準に適合していると認定するときは、当該請求をした者に対し、認定証を交付するものとする。

3 認定証の交付を受けた者は、当該特別特定建築物の主たる出入口に、認定証及び認定されたとっとりユニバーサルデザイン認証基準の内容を掲示することができる。

4 第2項の規定による交付については、鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年鳥取県条例第42号）第4条の規定は、適用しない。

（令4条例13・一部改正）

第4章 車椅子使用者が利用しやすい施設の整備

（平27条例55・追加、令7条例18・改称）

（観客席の構造）

第25条 劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂、競技場その他多数の者が利用する施設（以下「劇場等」という。）の観客席には、知事が別に定めるところにより、車いす使用者が円滑に利用できる部分（以下「車いす使用者用客席」という。）を設けるよう努めなければならない。

2 車いす使用者用客席は、次に掲げるものでなければならない。

- （1） 床は平坦であること。
- （2） 車いす使用者1人につき、幅90センチメートル以上、奥行き120センチメートル以上とすること。
- （3） 車いす使用者が前列の観客に遮られずに舞台等を見ることができるようになること。
- （4） 他の客席より高い位置に設けるときは、脱輪しない構造とすること。

（平27条例55・追加）

（受付カウンターの構造）

第26条 劇場等の受付カウンターのうち1以上は、次に掲げる構造のものとするよう努めなければならない。

- （1） 高さは、70センチメートル程度とすること。
- （2） その下部に、車椅子使用者に配慮した空間を確保すること。

（平27条例55・追加、令7条例18・一部改正）

（利用居室の構造）

第27条 利用居室は、車椅子使用者が円滑に利用できるよう、次に掲げる構造のものとするよう努めなければならない。

- （1） 床（車椅子使用者の利用上支障がないものとして知事が別に定める部分を除く。）は、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除き、段を設けないこと。
- （2） 利用居室内の通路の幅は、90センチメートル以上とすること。

（令4条例13・追加、令7条例18・一部改正）

（公営住宅の構造）

第28条 県又は市町村が、公営住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅をいう。）の建築をする場合には、知事が別に定めるところにより、車椅子使用者の入居に適した構造のものとするよう努めなければならない。

（令4条例13・追加、令7条例18・一部改正）

第5章 雑則

（平27条例55・旧第4章繰下）

（利用者の意見の尊重）

第29条 特別特定建築物の所有者若しくは管理者又は特別特定建築物の建築をしようとする者（以下「建築主等」という。）は、当該特別特定建築物が高齢者、障害者等をはじめとする全ての者が安全かつ快適に利用できる施設の整備を行うよう努めるものとし、当該特別特定建築物の利用者に対し、当該特別特定建築物の整備及び運営についての意見を求め、得られた意見を尊重して、当該特別特定建築物の整備及び運営を行うよう努めなければならない。

（令4条例13・追加）

（福祉のまちづくりアドバイザー）

第30条 知事は、福祉のまちづくりに関する識見を有する高齢者、障害者その他の者又は福祉のまちづくりに関する建築その他の専門的知識を有する者であって、福祉のまちづくりに自ら参画して、これを推進する意欲を有するものを、福祉のまちづくりアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）として登録することができる。

2 前項の規定により登録されたアドバイザーは、建築主等の求めに応じて、特別特定建築物の整備及び運営に関し、高齢者、障害者等をはじめとする全ての者の安全かつ快適な利用に配慮したものとなるよう、当該特別特定建築物の利用者の立場に立って、点検し、助言を行うものとする。

（令4条例13・追加）

（規則への委任）

第31条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（平27条例55・旧第25条繰下、令4条例13・旧第27条繰下）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に工事中の特別特定建築物の建築又は修繕若しくは模様替については、第3章の規定は適用せず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に存する特別特定建築物で、法附則第4条第3項に規定する用途の変更をするものについては、第3章の規定は適用せず、なお従前の例による。

（鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正）

4 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（検討）

5 知事は、この条例の施行後5年を経過したときは、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成20年条例第57号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年条例第41号）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に工事中の特別特定建築物の建築又は修繕若しくは模様替については、なお従前の例による。

附 則（平成27年条例第52号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年条例第55号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、同年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第2条及び第3条の規定による改正後の鳥取県福祉のまちづくり条例の規定は、平成28年4月1日以後に開始する建築物の建築又は用途の変更について適用し、同日前に開始された建築物の建築又は用途の変更については、なお従前の例による。

（検討）

4 知事は、この条例の施行後5年を経過したときは、鳥取県福祉のまちづくり条例の規定

及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成28年条例第51号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年条例第20号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年条例第31号）

（施行期日）

1 この条例は、令和3年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に工事中の特別特定建築物の建築又は修繕若しくは模様替については、なお従前の例による。

附 則（令和4年条例第13号）

（施行期日）

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に工事中の特別特定建築物の建築又は修繕若しくは模様替については、なお従前の例による。

（検討）

3 知事は、この条例の施行後5年を経過したときは、鳥取県福祉のまちづくり条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和7年条例第18号）

この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、目次の改正規定、第17条第1項の改正規定、同条第2項の改正規定（同項中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として1号を加える部分を除く。）、同条第3項、第18条から第18条の3まで、第19条第1項第2号及び第3号並びに第2項、第22条並びに第23条の改正規定、第4章の章名の改正規定、第26条から第28条までの改正規定並びに別表第2、別表第10及び別表第11の改正規定は、公布の日から施行する。

別表第1（第14条関係、第19条関係）

（平27条例55・全改、令3条例20・令3条例31・令4条例13・一部改正）

区分		規模
公立小学校等	令第18条第2項第5号に定める基準を適用する場合（以下「エレベーターの場合」という。）	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て
特別支援学校	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て
各種学校又は専修学校	令第18条第2項第2号（主たる出入口に適用する場合に限る。）及び第7号に定める基準を適用する場合（以下「玄関及び敷地内通路の場合」という。）	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計500平方メートル以上
公立小学校等、特別支援学校、各種学校又は専修学校以外の学校	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て
病院	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て
診療所	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計100平方メートル以上

劇場、観覧場、映画館又は演芸場	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て
集会所又は公会堂	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て
展示場	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計500平方メートル以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計100平方メートル以上
ホテル又は旅館	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	客室の総数が10以上、かつ、床面積の合計200平方メートル以上
公益事業の事務所	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
保健所、税務署その他の不特定かつ多数の者が利用する官公署	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て

共同住宅、寄宿舎又は下宿	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	階数が3以上、かつ、床面積の合計500平方メートル以上 1,000平方メートル未満又は床面積の合計1,000平方メートル以上
老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て
公共体育館等又はボートリング場	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て
遊技場	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
特定運動施設	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計500平方メートル以上
博物館、美術館又は図書館	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て

公衆浴場	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計500平方メートル以上
飲食店又は銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計100平方メートル以上
クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計50平方メートル以上
理髪店、美容院その他これらに類するサービス業を営む店舗	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計100平方メートル以上
自動車教習所等	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計500平方メートル以上
ターミナル	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て
自動車の停留又は駐車のための施設（一	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計1,000平方メートル以上

般公共の用に供されるものに限る。)	用する場合	ル以上
公衆便所	エレベーターの場合	床面積の合計50平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て
公共用歩廊	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計1,000平方メートル以上

備考 工事期間中に限ってその用途に供される仮設建築物（令第5条に定める用途のうち床面積の合計が2,000平方メートル以上のものを除く。）は、特別特定建築物には含まれないものとする。

別表第2（第15条関係）

（令3条例31・追加、令7条例18・一部改正）

1 次に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める経路のうち1以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。

（1） 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房（車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。）を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路

（2） 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路

2 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

（1） 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、令で定める幅の基準に30センチメートルの幅の基準を付加したものであること。

（2） 当該移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、階段に代わるものにあつては令で定める幅の基準に30センチメートルの幅の基準を付加したものであること。

（3） 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、次に掲げるものであること。

ア 令で定める幅の基準に30センチメートルの幅の基準を付加したものであること。

イ 傾斜路の幅は、段に代わるものにあつては令で定める幅の基準に30センチメートル

ルの幅の基準を付加したものであること。

別表第3（第17条関係）

（令4条例13・追加）

- 1 特別支援学校
- 2 病院
- 3 診療所
- 4 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 5 集会場又は公会堂
- 6 展示場
- 7 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 8 ホテル又は旅館
- 9 保健所、税務署その他の不特定かつ多数の者が利用する官公署
- 10 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 11 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 12 公共体育館等若しくはボーリング場又は遊技場
- 13 博物館、美術館又は図書館
- 14 公衆浴場
- 15 ターミナル

別表第4（第17条関係）

（平27条例55・全改、令3条例31・旧別表第2繰下、令4条例13・旧別表第3繰下・一部改正）

病院	全て
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	床面積の合計1,000平方メートル以上
集会場又は公会堂	床面積の合計500平方メートル以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	床面積の合計2,000平方メートル以上
ホテル又は旅館（宿泊者以外の利用がある場合に限る。）	床面積の合計1,000平方メートル以上
保健所、税務署その他の不特定かつ多数の者が利用する官公署	全て
公共体育館等若しくはボーリング場又は遊技場	床面積の合計1,000平方メートル以上

博物館、美術館又は図書館	床面積の合計500平方メートル以上
ターミナル	全て
公衆便所	全て

別表第5（第17条関係）

（平27条例55・全改、令3条例31・旧別表第3繰下、令4条例13・旧別表第4繰下・一部改正）

病院	床面積の合計1,000平方メートル以上
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	床面積の合計1,000平方メートル以上
集会場又は公会堂	床面積の合計1,000平方メートル以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	床面積の合計2,000平方メートル以上
ホテル又は旅館（宿泊者以外の利用がある場合に限る。）	床面積の合計2,000平方メートル以上
保健所、税務署その他の不特定かつ多数の者が利用する官公署	全て
公共体育館等若しくはボーリング場又は遊技場	床面積の合計1,000平方メートル以上
博物館、美術館又は図書館	床面積の合計1,000平方メートル以上
ターミナル	全て

別表第6（第17条関係）

（平27条例55・全改、令3条例31・旧別表第4繰下、令4条例13・旧別表第5繰下・一部改正）

特別支援学校	全て
病院	全て
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	床面積の合計1,000平方メートル以上
集会場又は公会堂	床面積の合計1,000平方メートル以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	床面積の合計1,000平方メートル以上
ホテル又は旅館（宿泊者以外の利用がある場合に限る。）	床面積の合計1,000平方メートル以上
保健所、税務署その他の不特定かつ多数の者が利用する官公署	全て
公共体育館等若しくはボーリング場又は遊技場	床面積の合計1,000平方メートル以上
博物館、美術館又は図書館	床面積の合計1,000平方メートル以上

ターミナル	全て
公衆便所	全て

別表第 7（第18条の 3 関係）

（令 4 条例13・追加）

特別支援学校	全て
病院	全て
診療所	床面積の合計100平方メートル以上
ホテル又は旅館（客室以外に限る。）	客室の総数が10以上、かつ、床面積の合計200平方メートル以上
老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）	全て
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	全て
公衆浴場	床面積の合計500平方メートル以上

別表第 8（第19条関係）

（平27条例55・全改、令 3 条例31・旧別表第 5 繰下、令 4 条例13・旧別表第 6 繰下）

特別支援学校	全て
病院	全て
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	床面積の合計1,000平方メートル以上
集会場又は公会堂	床面積の合計1,000平方メートル以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	床面積の合計2,000平方メートル以上
保健所、税務署その他の不特定かつ多数の者が利用する官公署	全て
公共体育館等	床面積の合計1,000平方メートル以上
博物館、美術館又は図書館	床面積の合計1,000平方メートル以上
郵便局又は銀行	床面積の合計1,000平方メートル以上
ターミナル	全て

別表第 9（第19条関係）

（平27条例55・全改、令 3 条例31・旧別表第 6 繰下、令 4 条例13・旧別表第 7 繰下・一部改正）

病院	床面積の合計100平方メートル以上
----	-------------------

劇場、観覧場、映画館又は演芸場	床面積の合計1,000平方メートル以上
集会場又は公会堂	床面積の合計500平方メートル以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	床面積の合計5,000平方メートル以上
ホテル又は旅館（宿泊者以外の利用がある場合に限る。）	床面積の合計5,000平方メートル以上
保健所、税務署その他の不特定かつ多数の者が利用する官公署	床面積の合計100平方メートル以上
公共体育館等若しくはボーリング場又は遊技場	床面積の合計1,000平方メートル以上
博物館、美術館又は図書館	床面積の合計1,000平方メートル以上
ターミナル	床面積の合計100平方メートル以上

別表第10（第20条関係）

（令3条例31・旧別表第7繰下、令4条例13・旧別表第8繰下、令7条例18・一部改正）

- 1 当該準移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。
- 2 当該準移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものであること。
 - （1） 幅は、80センチメートル以上とすること。
 - （2） 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
 - （3） 出入りの際における降雨及び降雪の影響を少なくできるひさし又は屋根を設けること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 当該出入口がアーケードその他の降雨及び降雪の影響の少ない場所に面する場合

イ 増築等の場合において、当該出入口は改修されず、かつ、敷地境界線に接しているとき。
- 3 当該準移動等円滑化経路を構成する廊下等は、次に掲げるものであること。
 - （1） 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
 - （2） 幅は、120センチメートル以上とすること。
 - （3） 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。
 - （4） 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
 - （5） 末端付近は、車椅子の転回に支障のない構造とすること。

4 当該準移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものであること。

- （１） 勾配が12分の１を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。
- （２） 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- （３） その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。
- （４） 幅は、階段に代わるものにあつては120センチメートル以上、階段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。
- （５） 勾配は、12分の１を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の１を超えないこと。
- （６） 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。

5 当該準移動等円滑化経路（床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物に係るものに限る。）を構成するエレベーター（６に規定するものを除く。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。

- （１） かごは、住戸、利用居室、車椅子利用者用便房又は車椅子利用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。
- （２） かご及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
- （３） かごの奥行きは、135センチメートル以上とすること。
- （４） 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。
- （５） かご内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
- （６） かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。
- （７） 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。
- （８） 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあつては、（１）から（７）までに定めるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める場合は、この限りでない。

- ア かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
- イ かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字その他知事が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。
- ウ かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。
- (9) かご内に、戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。
- (10) かごの出入口には、利用者を感知し、戸の開閉を自動的に制止する装置を設けること。
- (11) かご内に、手すりを設けること。
- 6 当該準移動等円滑化経路を構成する知事が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして知事が定める構造とすること。
- 7 当該準移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、次に掲げるものであること。ただし、地形の特殊性により当該通路を次に掲げるものとするのが困難な場合においては、当該通路のうち車寄せから各住戸までの部分が次に掲げるものであれば足りる。
- (1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- (2) 段がある部分は、次に掲げるものであること。
- ア 手すりを設けること。
- イ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。
- ウ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- (3) 傾斜路は、次に掲げるものであること。
- ア 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。
- イ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。
- ウ 幅は、段に代わるものにあつては120センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。

エ 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。

オ 高さが75センチメートルを超えるもの（勾配が20分の1を超えるものに限る。）にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。

（4） 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。

（5） 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

（6） 当該通路を縦断し、又は横断する排水溝等を設ける場合においては、当該排水溝等に、つえ、車椅子の車輪等が落ちない構造の蓋を設けること。

別表第11（第21条関係）

（平27条例55・一部改正、令3条例31・旧別表第8線下、令4条例13・旧別表第9線下、令7条例18・一部改正）

- 1 当該準視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。
- 2 当該準視覚障害者移動等円滑化経路を構成する廊下等は、次に掲げるものであること。
 - （1） 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
 - （2） 階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端及び下端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める場合は、この限りでない。
- 3 当該準視覚障害者移動等円滑化経路を構成する階段は、次に掲げるものであること。
 - （1） 踊場を除き、手すりを設けること。
 - （2） 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
 - （3） 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。
 - （4） 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
 - （5） 段がある部分の上端及び下端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障が

ないものとして知事が定める場合は、この限りでない。

(6) 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。

4 当該準視覚障害者移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものであること。

(1) 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

(2) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

(3) その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。

(4) 傾斜がある部分の上端及び下端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める場合は、この限りでない。

5 当該準視覚障害者移動等円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。

(1) かごは、利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。

(2) かご及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。

(3) かごの奥行きは、135センチメートル以上とすること。

(4) 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。

(5) かご内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

(6) かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。

(7) 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。

(8) かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

(9) かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字その他知事が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することが

できる構造とすること。

- (10) かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。

- 6 当該準視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。

- (1) 車路に近接する部分

- (2) 段がある部分又は傾斜がある部分の上端及び下端に近接する部分（視覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める部分を除く。）

- 7 当該準視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、次に掲げるものであること。ただし地形の特殊性により当該通路を次に掲げるものとするのが困難な場合においては、当該通路のうち車寄せから視覚障害者が利用する窓口又は案内所までの部分が、次に掲げるものであれば足りる。

- (1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

- (2) 段がある部分は、次に掲げるものであること。

- ア 手すりを設けること。

- イ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。

- ウ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

- (3) 傾斜路は、次に掲げるものであること。

- ア 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

- イ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。